

防火設備定期検査報告 よくある質問(Q&A)

R4.3.1

以下は問合せが多い事項について、まちづくりセンターの考え方を簡潔にまとめたものです。

今後の事例や特定行政庁との協議等により、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

東京都以外にある建物については、各道府県の特定行政庁、受付機関にお問い合わせください。

東京都都市整備局のホームページにも、定期検査報告に関するQ&Aがございます。併せてご確認ください。

(東京都都市整備局ホームページ: <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

<p>凡例 建築基準法：法 建築基準法施行令：令 国土交通省告示：告示 東京都建築基準法施行細則：都細則</p>
--

1.検査制度について

番号	質問	回答	参考
1-1	案内が届かない場合、報告しなくてもよいのか。	報告の対象は用途や規模によって決まっておりますので、対象であれば案内がない場合でも報告が必要です。詳細は特定行政庁にお問い合わせください。すでに報告されている建物にはご案内は送付していませんが、定期的に報告時期内の報告をお願いいたします。	令第16条 H28告示第240号 都細則第10条 都細則第12条
1-2	管理者とはどのような人のことをいうのか。	所有者から防火設備の維持管理上の権限を委任されている方です。改修等をする際に費用を含めた権限がある方となります。	
1-3	所有者と管理者が異なる場合、報告者はどちらになるのか。	管理者が報告者となります。	法第12条
1-4	報告しなかった場合に罰則はあるのか。	所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)が報告をしない、または虚偽の報告をした場合は100万円以下の罰金と規定されております。	法第101条
1-5	検査者を紹介してもらうことは可能か。	検査者の紹介は行っていません。特定建築物の調査会社等が防火設備の検査を行っている場合もありますのでご確認ください。	
1-6	防火設備検査員資格の取得方法について知りたい。	防火設備検査員の講習等については、(一財)日本建築防災協会が行っております。	(一財)日本建築防災協会HP
1-7	前回報告日等がわからない場合はどうしたらよいのか。	報告書のまちづくりセンター受付印の日付、又は報告済証の記載をご確認ください。不明な場合は、各特定行政庁へお問い合わせください。	
1-8	整理番号がわからない場合はどうしたらよいのか。	整理番号は特定建築物の報告で記載されている番号と同じです。整理番号がないと受付できませんので、検査の前に管理者等に必ずご確認ください。不明の場合は各特定行政庁までお問い合わせ下さい。	
1-9	用途コードとは何か。	整理番号の真ん中にある2桁の数字です。用途コードによって報告時期が決められています。詳しくは、『防火設備定期検査報告 提出の手引き』をご確認ください。	
1-10	新築(改築)の物件だが、いつ報告すればよいのか。	検査済証を取得している新築(または改築)された建築物は、検査済証が交付された年度の翌々年度の報告時期内に行ってください。	

2.検査対象の防火設備について

番号	質問	回答	参考
2-1	報告対象の防火設備があるかわからない。	図面等の資料がなければ判断できませんので、特定建築物の調査を依頼している会社等にご相談ください。	
2-2	防火設備が報告の対象かどうか判断に迷う場合はどうしたらよいのか。	建物の確認申請図書等を確認してください。その上で判断できない場合は、特定行政庁にご相談ください。	
2-3	共同住宅の住戸内にある防火設備は対象か。	対象外となります。(サービス付き高齢者向け住宅等除く)	都細則第10条
2-4	防火扉にある温度ヒューズ式のガラリは対象か。	対象外となります。	
2-5	EV前にある遮煙スクリーンも対象か。	対象となります。	
2-6	管理上設けられた防火設備は対象か。	法(東京都建築安全条例や消防法等の建築基準法関係規定を含む)により設けられた防火設備でないのであれば、対象外となります。	令第9条
2-7	ピロティ内に駐車場があり、そこに防火設備がある場合は対象か。	開放されたピロティであっても、駐車場と避難経路や異種用途部分の区画がある場合、そこに設けられた防火設備は対象となります。判断できない場合は特定行政庁にご相談ください。	
2-8	保育所等の厨房に設けられた防火設備は対象か。	保育所の調理室は、火災予防条例で区画が必要な厨房(総熱量30万kcal/h以上=入力350kW)と比べて火力が小さいものもあり、法(東京都建築安全条例や消防法等の建築基準法関係規定を含む)によるものではない可能性があります。児童福祉法等により設けられたものであれば対象外となります。	消防法第9条 火災予防条例第3条

3.手続きの方法、報告書の作成について

番号	質問	回答	参考
3-1	報告書はどのくらいで戻ってくるのか。	通常3ヶ月程度かかります。	
3-2	受付した証明が欲しい場合はどうしたらよいか。	受付捺印用の書類(報告書第一面の写し等)と返信用の封筒(宛先明記、切手貼付)を同封していただければ、予備審査、確認事項の完了後、押印してご返却いたします。	
3-3	訂正の仕方はどうすればよいか。	訂正をする場合は二重線をひき、訂正をしてください。消せるボールペン、砂消しゴム、修正テープの使用、切貼り等はしないでください。	
3-4	図面はどんなものを添付すればよいか。	確認申請に用いた平面図が一番望ましいです。防火区画が判りやすい図面を使用してください。図面は検査結果図の書式を用いる必要があります。詳しくは『防火設備定期検査報告書 作成要領』を参照してください。	
3-5	平面図は対象となる防火設備のある階のみ添付すればよいか。	対象となる防火設備の有無にかかわらず、全ての階の平面図を添付してください。	
3-6	平面図がない、または非常に見づらいものしかない場合はどうすればよいか。	室名、階段、廊下及び防火区画、防火設備位置のわかる平面図を作成して提出してください。	
3-7	防火扉が両開きや親子扉の場合、枚数はどのように数えればよいか。	両方セットで1枚と数えてください。	
3-8	写真は指摘した箇所全て必要か。	検査結果表の要是正の項目には写真を添付する必要があります。検査結果表の項目番号ごとに代表的な写真を添付してください。同じ指摘内容で複数の項目番号を要是正とした場合は、1枚の写真で兼用できますので、その旨がわかるように表記してください。	
3-9	報告書第二面【7.防火設備の不具合の発生状況】の不具合とはどのようなものか。	不具合とは、前回の検査時以降に、防火設備の定期検査ではない他の検査(消防法令による検査や自主検査等)で把握した不作動等をいいます。ただし、今回の検査で指摘するものは除きます。	
3-10	報告書第二面【6. 防火設備の検査の状況】の【□. 指摘の概要】には、指摘の内容をそのまま書けばよいか。	防火設備の名称と区画の種別を記載して下さい。【例:防火扉(縦穴区画)】詳しくは『防火設備定期検査報告書 作成要領』を参照してください。	
3-11	防火扉の検査結果表の項目で、(6)(16)(17)の違いがわからない。	(17)は1つの縦穴区画内で2以上の防火設備が連動して閉鎖する場合、閉鎖について確認する項目です。(16)は(17)で検査した箇所以外の防火扉の閉鎖について確認する項目です。(6)は(16)(17)で作動させていない感知器が対象となります。防火シャッター、耐火クロススクリーンについても同様です。	
3-12	報告後の改善計画書、改善完了報告書はどこに提出すればよいか。	改善についての相談や、書類の提出先は特定行政庁となります。特定行政庁に直接お問い合わせください。	

4.検査方法について

番号	質問	回答	参考
4-1	点検口がなかったり、足場が立てられない等で検査ができない場合はどうしたらよいか。	現状は要是正で指摘をすることで受付しています。	
4-2	点検口がないがファイバースコープ等を用いて検査項目を確認できればよいか。	告示で定められた検査方法に則り検査ができれば可能ですが、検査項目によっては触診が必要です。例えば、防火シャッターの(5)は触診によりローラチェーンのたるみ・固着を確認する必要があり、ファイバースコープだけでは確認できないと思われます。	H28告示第723号
4-3	対象の防火設備が工事中の場合はどうすればよいか。	該当する防火設備が工事により点検できない旨を報告書第二面【8.備考】及び図面に記載し、対象防火設備から除外してください。点検は工事完了後速やかに実施してください。不明な点は特定行政庁にご相談ください。	
4-4	防火扉が折りたたみ戸の場合、運動エネルギーや閉鎖力はどこで測ればよいか。	最後の一枚の扉で測定してください。	
4-5	防火扉の閉鎖力の測り方はどうすればよいか。	防火扉を閉鎖した後に少しだけ扉を開け、プッシュプルゲージをはさんで測定してください。	
4-6	防火シャッターが天井内にありケースがない場合要是正か。	まぐさに隙間があり、遮炎性、遮煙性が確保できていなければ要是正となります。	令第112条 S48告示第2563号 S48告示第2564号
4-7	マンションの管理室小窓に設けた防火シャッターに危害防止装置がない場合は要是正か。また、運動エネルギーを測定する必要はあるか。	危害防止装置の設置は、人の通行の用に供する部分に限られているため、指摘不要です。運動エネルギーについても同様です。	令第112条 S48告示第2563号 S48告示第2564号
4-8	防火扉が自動試験機能付感知器の場合、検査結果表(16)(17)はその記録を確認すればよいか。	(6)の感知の状況については運動制御器の記録装置の記録を確認することで加煙試験器、加熱試験器等による作動確認に代えることができます。ただし、(16)(17)の閉鎖については使用することができません。防火シャッター、耐火クロススクリーンについても同様です。	
4-9	日常的に閉鎖するシャッターとはどのようなものか。	防犯上の目的や管理上の目的等により日常的に開閉しているものを言います。防火設備と兼用しているものは報告の対象となり、頻繁に開閉があるため、検査結果表(2)～(4)の確認が必要となります。	